

【 令和6年度 第1回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

令和6年6月28日開催

番号	資料名
1	宮城地方最低賃金審議会委員名簿
2	宮城地方最低賃金審議会運営規程
3	宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程
4	最低賃金額の更なる引上げを求める会長声明（2024年4月25日付け仙台弁護士会）（写）
5	最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金の引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請（2024年5月31日付け全労連東北地方協議会他）（写）
6	2024年度宮城地方最低賃金の審議にあたっての要請（2024年6月17日付け宮城県労働組合総連合）（写）
7	宮城県の2024年度最低賃金を審議するにあたっての要請書（2024年6月19日付け全国労働組合連絡協議会宮城協議会）（写）

## 宮城地方最低賃金審議会委員名簿

定 数 15名	公益を代表する委員 5名 労働者を代表する委員 5名 使用者を代表する委員 5名	任 期	令和7年5月14日
委 員	氏 名 職 名 等		
	《公益を代表する委員》		
	小 幡 佳緒里	弁護士	
	熊 谷 真 宏	公認会計士	
	桑 原 真 弓	東北福祉大学教授	
	一 言 亮 輔	日本放送協会仙台放送局副局長	
	柳 井 雅 也	東北学院大学教授	
	《労働者を代表する委員》		
	阿 部 祥 大	日本労働組合総連合会宮城県連合会副事務局長	
	阿 部 徹	電機連合宮城地方協議会事務局長	
	大 宮 正 巳	JAM 南東北宮城県連絡会事務局長	
	齋 藤 和 彦	全日本運輸産業労働組合連合会宮城県連合会執行委員長	
	新 関 直 人	U A ゼンセン宮城県支部次長	
	《使用者を代表する委員》		
	阿 部 昌 展	仙台商工会議所理事・事務局次長	
	飯 野 守	一般社団法人宮城県経営者協会専務理事	
	稲 妻 敏 行	宮城県商工会連合会専務理事	
	佐 藤 万里子	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長	
	半 沢 章	宮城県中小企業団体中央会専務理事	

注. 委員の配列は五十音順による。

# 宮城地方最低賃金審議会運営規程

令和 3 年 6 月 29 日改正

## (目的)

第 1 条 宮城地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 条）及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (会議の招集)

第 2 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、宮城労働局長、5 人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各 1 人以上を含む 3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により宮城労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の 1 週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3 日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、宮城労働局長に通知するものとする。

## (小委員会)

第 3 条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 この規程に定めるもののほか、小委員会の議事運営に関し必要な事項は、小委員会の長が当該小委員会に諮って定める。

## (委員の欠席)

第 4 条 会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項及び第 3 項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

(会議の議事)

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、会長が必要があると認めたときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 前3項の規定は、小委員会について準用する。

(意見の提出)

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度宮城労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

## 宮城地方最低賃金審議会専門部会運営規程

### (目的)

第1条 宮城地方最低賃金審議会に設置する専門部会の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の件名を冠する。

### (構成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

### (会議の招集)

第4条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたとときのほか、宮城労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規程により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (委員の欠席)

第5条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

### (会議の議事)

第6条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

- 3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報告)

第9条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、宮城地方最低賃金審議会に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 各専門部会は、その専門部会に係る最低賃金についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

2024年4月26日

宮城地方最低賃金審議会 御中

仙台弁護士会  
会長 藤田

会長声明送付のご案内

当会では、2024年4月25日開催の常議員会において別紙書面のとおり「最低賃金額の更なる引上げを求める会長声明」を発表致しました。

よろしくお取り計らい下さいますようお願い申し上げます。

以上

【執行先】

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、宮城県知事、中央最低賃金審議会、宮城地方最低賃金審議会、厚生労働省宮城労働局

【参考送付先】

各政党、宮城県選出国會議員、日本弁護士連合会、各弁護士会、各弁護士会連合会、河北新報社論説委員会

## 最低賃金額の更なる引上げを求める会長声明

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づいて国が賃金の最低限度の金額を定め、使用者がその金額以上の賃金を支払わなければならないという制度である。最低賃金法1条は「賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている。

最低賃金額について、都道府県毎の地域別最低賃金を労働者数に応じて平均した全国加重平均額で見ると、2003年度（平成15年度）は664円であったところ、2023年度（令和5年度）には1004円になっており、この20年間で300円を超える上昇をしている。特に2021年度（令和3年度）以降の3年間でおよそ100円の増額となっている。また、宮城県の最低賃金額を見ると、2023年度（令和5年度）は923円であるが、2022年度（令和4年度）の883円からすると4.5%の引上率であり、全国加重平均額の引上率4.5%に並ぶ数値となっている。

しかし、このような最低賃金額の引上げによっても、物価の上昇が著しいため、依然として一般家庭においては、家計が圧迫される状況が続いている。すなわち、2020年（令和2年）基準の消費者物価指数の総合指数は2020年（令和2年）を100とした場合に2023年（令和5年）平均は105.6であり、前年比で見ても3.2%の上昇になっている。これは1982年（昭和57年）以来の上昇率であり、特に食料や家具・家事用品、教養娯楽など、生活に密着した項目での増加の幅が大きかった。（なお、2024年（令和6年）3月における消費者物価指数の総合指数は2020年（令和2年）を100とした場合に107.2であり、前年同月比2.7%であり、以前物価上昇が継続している。）このような物価高騰の前では、昨今の最低賃金額の引上げをもってしても、最低賃金法1条が定める「労働者の生活の安定」が達成されているとはいいがたい。宮城県においても物価の上昇



の影響が大きいことを考えれば、「労働者の生活の安定」を図るために物価上昇率に見合った最低賃金の引上げを継続することが不可欠である。

他方で、最低賃金額の引上げは使用者にとっては負担となる。政府は、生産性向上のための取組を支援する助成金を設けるなど、一定の支援策を打ち出しているが、更なる中小企業に対する支援策の拡充が求められる。

以上のことから、当会は、中央最低賃金審議会及び宮城県地方最低賃金審議会に対し、継続的な物価上昇に対応する水準の最低賃金額の引上げを行うよう求めるとともに、政府に対し、最低賃金の引上げに対応した中小零細企業支援策の拡充を求めるものである。

2024年（令和6年）4月25日

仙 台 弁 護 士 会  
会 長 藤 田

2024 年 5 月 31 日

宮城労働局

局長 小宅 栄作 様

全労連東北地方協議会

議長 越後

全労連北海道地方協議会

議長 三上 友衛

宮城県労働組合総連合

議長 高橋

## 最低賃金の引き上げと中小零細企業支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

いま、物価上昇のなかで国民の暮らし、中小零細企業を中心に大きな打撃を与えています。

燃料高騰と物価上昇の下で日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのために最低賃金の改善による賃金の底上げが必要と考えます。

地域別最低賃金の2023年の改定では、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円の目安が示され、各地方での審議の結果、最も高い東京都は時給1,113円、本県923円、最低の岩手県は893円となりました。宮城県と東京都では190円もの格差があります。これでは毎日8時間働いても月12万~15万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方からいっそう人が都市部に移り住み人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊をする大きな要因となっています。最低賃金を全国一律に是正するとともに抜本的に引き上げることは、地域経済の衰退を食い止め、企業と家計の双方に活力を取り戻して、地域での「経済好循環」を生み出すためにも、中小企業支援拡充し、待ったなしの課題です。

全国労働組合総連合（以下全労連という）と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は地域間の格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。この水準は何処の都道府県においてもほぼ同額の水準です。労働運動総合研究所（労働総研）の調査によれば、最低賃金1500円へ引き上げるためには21.01兆円の原資が必要であるが、それによる国内総生産額が43.04兆円、付加価値額22.50兆円増え、税収も4.10兆円の増収につながると試算しており、最低賃金1500円への引上げは経済振興のうえでも重要です。

全労連は、格差のない最低賃金「全国一律最低賃金制度」の法改正をめざして運動を展開しています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業支援が必要です。価格転嫁の推進や政府による助成制度や融資、仕事起こしや下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールの確立が必要です。

労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げる事で、地域の中小・零細企業の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者の健康で文化的な生活を営むことができるよう」にすると明記されています。

政府による助成や融資の拡充を図るため大胆な財政出動を実施し、労働者・国民の所得を上げ、購買力を上げる事によって、地域の中小・零細企業の営業も改善させ、地域循環型経済への好循環を生み出し、強い経済を作ることにつながると考えます。

以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

## 記

1. 今年度の最低賃金については、物価上昇で厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮することや、経済振興のためにも、ただちに「時間額 1500 円」以上の実現、そして「時間額 1700 円」をめざし大幅引き上げを行うこと。
2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランク制度を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
3. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫くこと。賃金支払い能力をその要素からはずすことを内容とする、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
4. 最低賃金を引き上げと同時に、中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、国による中小企業負担を軽減する直接支援を導入すること。また、労働者のくらしと経営改善につながるよう、生産性向上を前提としない直接的な賃金助成などの支援制度に改めること。または、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
5. エssenシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
6. 最低賃金審議会の審議の透明性を高める努力が続けられてきていますが、審議会の公開と傍聴の継続と審議会委員に配布される資料を引き続き傍聴者にも配布すること。
7. 最低賃金審議会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。地方最低賃金審議会の専門部会の委員選出についても同様とすること。任命しない場合その理由を明らかにすること。
8. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。

以上

2024 年 6 月 17 日

宮城労働局  
局長 小宅 栄作様

宮城地方最低賃金審議会  
会長 熊谷 真宏 様

宮城県労働組合総連合  
議長

## 2024 年度最低賃金審議にあたっての要請書

さていま、長引く物価上昇は国民の暮らしと経済に大打撃を与えています。厚生労働省が物価の影響を考慮した働き手 1 人あたりの今年 4 月の「実質賃金」は、前年同月より 0.7%減り、過去最長を更新する 25 カ月連続のマイナスとなった。歴史的な高水準となった今春闘の結果が反映され始めるなどした結果、基本給などは 2.3%増えて約 30 年ぶりの高い伸び率になったが、物価の上昇には追いつかない状況が続いています。エネルギーや食品の価格高騰に賃上げが追いつかず、賃金の目減りとくに低賃金のおかれている女性労働者、非正規労働者を中心に雇用と賃金の不安を抱え、暮らせない事態が生じています。この物価高が続けば家計への負担は「1 世帯・年 10 万円超」と報じられており、県民生活は厳しさを増し、特に低所得世帯への影響は甚大です。

わたしたちは物価上昇で困難な生活を強いられる労働者の賃金底上げを正面にかけ、2024 年春闘にとりくみました。結果は、大手企業の定期昇給とベースアップ（ベア）を合わせた賃上げ率は 5.58%平均 1 万 9480 円となり、過去の結果と比べると 1991 年の 5.6%以来、33 年ぶりの高水準だったと報じられています。しかし、非正規労働者については僅かな賃上げにとどまりました。

2023 年の改定では、A ランク 41 円、B ランク 40 円、C ランク 39 円の目安が示され、宮城は 40 円引き上げられ現在 923 円となりました。毎日 8 時間働いても月 12 万～15 万円の手取りにしかならず、個人が自立して生活することすら困難です。また、最も高い東京都は時給 1,113 円となり、格差は拡大しています。この格差が地方から都市部へ若者をはじめとする労働力の流失の要因となっていることが指摘されています。

これらの状況を踏まえ「物価上昇から生活を守る」という立場で審議を強く求めるものです。

今審議にあたって下記事項について要請させていただきますのでご尽力いただきますようお願いいたします。

### 記

- 1 物価上昇から県民の生活を守る視点で、生計費調査額を根拠に時間額 1500 円をめざし、「物価上昇を上回る最低賃金の引き上げ」を行うこと。
- 2 最低賃金審議会において、最低賃金の決定要素の 1 つである労働者の生計費については、全労連東北地方協議会が算出した生計費試算調査票を参考資料として用いること。
- 3 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランクを廃止し、全国一律最低賃金制度を確立することを国に意見としてあげること。
- 4 最低賃金審議会の傍聴については原則公開とするに基づき、本審、専門部会を全面公開すること。公開できない場合はその理由の詳細を明らかにすること。
- 5 最低賃金を引き上げに伴う事業所の時間額の引き上げを支援する、現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。中小企業の社会保険料負担の減額制度、税の軽減制度の創設を国に求めること。

## 2016年版東北地方最低生計費試算調査結果—2022年版改正点と総括

### 1. 消費支出の物価変動について

・2016年から2022年10月にかけての物価変動を総務省統計局公表の「消費者物価指数」(CPI)を用いて分析し、係数を各費目に乗じた。

・なお、係数を乗じて調整した項目は、食費(家での食事および廃棄分)、光熱水費、家具・家事用品費、被服及び履物費、保健医療費、自動車関係費、通信費、教養娯楽耐久財費、理美容品費、理美容サービス費。

### 2. 食費における会食費について

・合意形成会議において、飲み会に参加した場合、代行運転サービスを利用することを踏まえて、1回2,000円、計4,000円を上乗せすることとした。

### 3. 住居費について

・2022年版のために家賃相場の再調査をインターネットを用いて実施した。具体的には、単身用住宅として、25㎡の民間賃貸アパート・マンション(ワンルーム or 1K、2階以上、エアコン付き)について、各都市にてインターネットにて家賃を調査した。結果は、以下の通り。

#### 青森市

条件に該当するのは122件。最低は25,000円、最高は55,000円。3万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、33,000円を住居費とした。

#### 秋田市

条件に該当するのは154件。最低は28,000円、最高は61,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

#### 盛岡市

条件に該当するのは404件。最低は28,000円、最高は65,000円。3~4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、37,000円を住居費とした。

#### 山形市

条件に該当するのは265件。最低は25,000円、最高は75,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、34,000円を住居費とした。

#### 仙台市(太白区)

条件に該当するのは507件。最低は26,000円、最高は80,000円。4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、35,000円を住居費とした。

福島市

条件に該当するのは200件。最低は27,000円、最高は75,000円。3～4万円台が最も多かった。全体の相場の下から3割に近い、36,000円を住居費とした。

4. 日帰り行楽について

・2016年版では、日帰り行楽について頻度が年に4回で1回あたり費用が5,000円であったが、2022年の合意形成会議にて頻度を3か月に1回、1回あたりの費用を10,000円とした。

5. 定額制コンテンツ（サブスクリプション）について

・近年、アマゾンプライムやネットフリックス等の映像コンテンツの配信サービスは多くの若者が利用しており、2022年の合意形成会議にて加入することを想定し、月額1,000円を計上した。なお、これに伴い、書籍費を削除することとした。

6. 自治会費（町内会費）

・2016年版では、自治会には加入していないものとして算定しなかったが、2022年の合意形成会議にて加入したほうがよいとの意見が多く、新たに算定した（月300円）。

7. 年収設定の改定について

・厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和3年）の結果に基づいて、各都市における若者（25歳、大卒、勤続3年目）の年収設定を以下のように改定した。なお、賃金の改定に伴い、労働組合費（賃金の1%に相当）も改定した。

（資料）令和3年「賃金構造基本統計調査」

区 分	企業規模計（10人以上）産業計 男女計							年間賞与 その他特 別給与額	労働者数
	年齢	勤続 年数	所定内 実労働 時間数	超過 実労働 時間数	きまって 支給す る現金 給与額	所定内 給与額			
北海道		27.5	4.3	164	11	250.2	224.7	596.6	8993
青森	2	27.5	4.9	164	11	230.7	210.3	526.1	1677
岩手	5	27.5	5	164	14	238.8	214.4	540.3	2078
宮城	1	27.5	4.7	165	13	258.6	231.2	618.2	5001
秋田	2	27.5	5	167	10	230.9	211.3	506.5	1447
山形	9	27.5	5	166	12	241.2	216.4	522.8	2139
福島	歳	27.4	5.1	167	14	249.4	222.2	569.1	3717

## 年収設定

青 森	月収 21.0 万円×14 か月、	年収 294 万円
岩 手	21.4 万円×14 か月、	300 万円
宮 城	23.1 万円×14 か月、	323 万円
秋 田	21.1 万円×14 か月、	295 万円
山 形	21.6 万円×14 か月、	302 万円
福 島	22.2 万円×14 か月、	310 万円

## 5. 非消費支出の再計算について

・年収設定の改定および各種社会保険の保険料の改定に伴い、2022 年時点での非消費支出（所得税、住民税、厚生年金、協会けんぽ、雇用保険）の再計算を行った。

## 青森市版

### 1) 所得税

4 月分の給与を 210,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980 円。これにボーナスに対する分（月額 1,429 円）を加算すると、5,409 円

### 2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4%、市民税＝6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得＝294 万円÷4×2.8－8 万円＝1,978,000 円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝1,978,000 円－（448,149 円＋43 万円）＝1,099,851 円

市民税（税率 6%）は、

1,099,851 円×6%≒65,991 円

県民税（同 4%）は、

1,099,851 円×4%≒43,994 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、65,991 円－1,500 円≒64,400 円

県民税は、43,994 円－1,000 円≒42,900 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500 円
県民税	1,500 円

したがって、住民税額（年額）は、64,400 円＋42,900 円＋3,500 円＋1,500 円＝112,300 円となり、1 か月当たりでは 9,358 円となる。

### 3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3%（うち労働者分＝9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（青森県）保険料率 10.03%（うち労働者分=5.015%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,033 円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 210,000 円とすると、1,050 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円+11,033 円+1,050 円=32,213 円となり、×12 ヶ月分=386,556 円となる。

これにボーナス分 61,593 円を加えると 448,149 円となる（月あたり 37,345 円）。

## 秋田市版

### 1) 所得税

4 月分の給与を 211,000 円とすると、国税庁『令和 4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、3,980 円。これにボーナスに対する分（月額 1,436 円）を加算すると、5,416 円

### 2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得=295 万円÷4×2.8-8 万円=1,985,000 円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=1,985,000 円-(452,176 円+43 万円)=1,102,824 円

市民税（税率 6%）は、

1,102,824 円×6%≒66,169 円

県民税（同 4%）は、

1,102,824 円×4%≒44,112 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、66,169 円-1,500 円≒64,600 円

県民税は、44,112 円-1,000 円≒43,100 円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,300円

したがって、住民税額（年額）は、64,600 円+43,100 円+3,500 円+2,300 円=113,500 円となり、1 か月当たりでは 9,458 円となる。

### 3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率 10.27%（うち労働者分=5.135%）

→標準報酬月額 220,000 円では、11,297 円が本人負担分



③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35％（うち労働者分＝0.5％）

→月収を211,000円とすると、1,055円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円＋11,297円＋1,055円＝32,482円となり、×12ヶ月分＝389,784円となる。

これにボーナス分62,392円を加えると452,176円となる（月あたり37,681円）。

## 盛岡市版

### 1) 所得税

4月分の給与を214,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,120円。これにボーナスに対する分（月額1,456円）を加算すると、5,576円

### 2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税＝4％、市民税＝6％）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得＝300万円÷4×2.8－8万円＝2,020,000円

給与所得－（社会保険料控除＋基礎控除）＝2,020,000円－（447,721円＋43万円）＝1,142,279円

市民税（税率6％）は、

1,142,279円×6％≒68,536円

県民税（同4％）は、

1,142,279円×4％≒45,691円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、68,536円－1,500円≒67,000円

県民税は、45,691円－1,000円≒44,600円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,000円＋44,600円＋3,500円＋2,500円＝117,600円となり、1か月当たりでは9,800円となる。

### 3) 社会保険料

①厚生年金保険料率＝18.3％（うち労働者分＝9.15％）

→標準報酬月額220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（秋田県）保険料率9.91％（うち労働者分＝4.955％）

→標準報酬月額220,000円では、10,901円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）＝1.35％（うち労働者分＝0.5％）

→月収を214,000円とすると、1,070円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円＋10,901円＋1,070円＝32,101円とな

り、×12ヶ月分=385,212円となる。

これにボーナス分 62,509円を加えると 447,721円となる（月あたり 37,310円）。

## 山形市版

### 1) 所得税

4月分の給与を 216,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,200円。これにボーナスに対する分（月額 1,470円）を加算すると、5,670円

### 2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180万円～360万円未満のため、

給与所得=302万円÷4×2.8-8万円=2,034,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,034,000円-(449,654円+43万円)=1,154,346円

市民税（税率6%）は、

1,154,346円×6%≒69,260円

県民税（同4%）は、

1,154,346円×4%≒46,173円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、69,260円-1,500円≒67,700円

県民税は、45,693円-1,000円≒44,693円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、67,700円+44,693円+3,500円+2,500円=118,800円となり、1か月あたりでは 9,900円となる。

### 3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%（うち労働者分=9.15%）

→標準報酬月額 220,000円では、20,130円が本人負担分

②協会けんぽ（山形県）保険料率 9.99%（うち労働者分=4.995%）

→標準報酬月額 220,000円では、10,989円が本人負担分

③雇用保険料率（失業給付分）=1.35%（うち労働者分=0.5%）

→月収を 216,000円とすると、1,080円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130円+10,989円+1,080円=32,199円となり、×12ヶ月分=386,388円となる。

これにボーナス分 63,266円を加えると 449,654円となる（月あたり 37,471円）。

## 仙台市版

### 1) 所得税

4月分の給与を231,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,630円。これにボーナスに対する分(月額1,572円)を加算すると、6,202円

### 2) 住民税

①住民税の所得割額の求め方(県民税=2%、市民税=8%)

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が180万円～360万円未満のため、

給与所得=323万円÷4×2.8-8万円=2,181,000円

給与所得-(社会保険料控除+基礎控除)=2,181,000円-(492,070円+43万円)=1,258,930円

市民税(税率8%)は、

1,258,930円×8%≒100,714円

県民税(同2%)は、

1,258,930円×2%≒25,178円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てると、

市民税は、100,714円-1,500円≒99,200円

県民税は、25,178円-1,000円≒24,100円

②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,700円

したがって、住民税額(年額)は、99,200円+24,100円+3,500円+2,700円=129,500円となり、1か月当たりでは10,791円となる。

### 3) 社会保険料

①厚生年金保険料率=18.3%(うち労働者分=9.15%)

→標準報酬月額240,000円では、21,960円が本人負担分

②協会けんぽ(宮城県)保険料率10.18%(うち労働者分=5.09%)

→標準報酬月額220,000円では、12,216円が本人負担分

③雇用保険料率(失業給付分)=1.35%(うち労働者分=0.5%)

→月収を231,000円とすると、1,155円が本人負担分

したがって、1ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、21,960円+12,216円+1,155円=35,331円となり、×12ヶ月分=423,972円となる。

これにボーナス分68,098円を加えると492,070円となる(月あたり41,005円)。

## 福島市版

### 1) 所得税

4月分の給与を222,000円とすると、国税庁『令和4(2022)年分 源泉徴収税額表』より、4,410円。こ

れにボーナスに対する分（月額 1,511 円）を加算すると、5,921 円

## 2) 住民税

### ①住民税の所得割額の求め方（県民税=4%、市民税=6%）

住民税が課税される所得金額は以下のように求める。

給与額が 180 万円～360 万円未満のため、

給与所得 = 310 万円 ÷ 4 × 2.8 - 8 万円 = 2,090,000 円

給与所得 - (社会保険料控除 + 基礎控除) = 2,090,000 円 - (446,529 円 + 43 万円) = 1,213,471 円

市民税（税率 6%）は、

1,213,471 円 × 6% ÷ 72,808 円

県民税（同 4%）は、

1,213,471 円 × 4% ÷ 48,538 円

ここからそれぞれ調整控除額を差し引き、100 円未満を切り捨てると、

市民税は、72,808 円 - 1,500 円 ÷ 71,300 円

県民税は、48,538 円 - 1,000 円 ÷ 47,500 円

### ②住民税の均等割額の求め方

住民税の均等割額は、下表のように定められている。

市民税	3,500円
県民税	2,500円

したがって、住民税額（年額）は、71,300 円 + 47,500 円 + 3,500 円 + 2,500 円 = 124,800 円となり、1 か月当たりでは 10,400 円となる。

## 3) 社会保険料

### ①厚生年金保険料率 = 18.3%（うち労働者分 = 9.15%）

→標準報酬月額 220,000 円では、20,130 円が本人負担分

### ②協会けんぽ（福島県）保険料率 9.65%（うち労働者分 = 4.825%）

→標準報酬月額 220,000 円では、10,615 円が本人負担分

### ③雇用保険料率（失業給付分） = 1.35%（うち労働者分 = 0.5%）

→月収を 222,000 円とすると、1,110 円が本人負担分

したがって、1 ヶ月の給与に対する社会保険料負担は、20,130 円 + 10,615 円 + 1,110 円 = 31,855 円となり、×12 ヶ月分 = 382,260 円となる。

これにボーナス分 64,269 円を加えると 446,529 円となる（月あたり 37,210 円）。

### （追加）自動車関係費について

2016 年の試算では、小型自動車所有を想定した。いっぽう税金等を考慮すると軽自動車所有のほうが費用が低くなるのが、他の地域における試算で明らかになっている。今回は軽自動車所有を想定した試算も行った。試算の内訳は以下のとおりとなる。

自動車関係費：軽乗用車  
(東北地方共通)

費 目	金額(円)	備考	6年間の 金額 (円)	1カ月当 たりの額 (円)
車両価格(車検基本料込み)	650,000		650,000	9,028
税・保険料(①～⑥)の計	129,715		453,290	6,296
①消費税(10%、取得時)	65,000		65,000	—
②軽自動車税(毎年)	10,800		64,800	—
③重量税(1年分)	3,300	2年分6,600円の1/2	19,800	—
④自賠責保険料(1年分)	9,865	2年分19,730円の1/2	59,190	—
⑤任意保険料(年額)	40,750		244,500	—
整備費用(⑥～⑩)の計			272,976	3,791
⑥車検(2年ごと)	15,000	6年間で2回	30,000	—
⑦上記の消費税(10%)	1,500	同上	3,000	—
⑧印紙代	1,400	同上	2,800	—
⑨部品・消耗品の交換費用	*詳細は下表を参照		215,614	—
⑩上記の消費税(10%)			21,561	—
駐車場代(月額)	3,000		—	3,000
ガソリン代(月額)	8,900		—	8,900
合 計				31,015

注1)7年落ち(2016年に初回登録、6万km走行)の中古軽乗用車(660cc)を購入後6年使用する(車検直前に手放す)。

2)Webサイトで条件に合ったのは140台で、価格(車両本体)の最低が30万円、最高が169万円、安い方から3割程度の価格は65万円(消費税抜き)。2022年10月調査。

3)消費税率は10%で不変とした。

4)任意保険の契約内容は、対人賠償無制限、対物賠償無制限、免責金額=車対車免ゼロ、搭乗者傷害=1,000万円で16等級とした。

部品・消耗品の交換費用

費 目	交換時期	部品代 (円)	工賃 (円)	交換回数 /6年	6年間の 金額 (円)
エンジンオイル	10,000 kmごと	2,420	599	5	15,096
オイルフィルター	10,000 kmごと	1,294	839	5	10,667
バッテリー交換	4年間に1回	7,168	599	2	15,536
冷却水交換	10万kmごと	5,550	2,398	1	7,948

スパークプラグ	5万kmごと	623	599	1	1,222
ヘッドライトバルブ	切れたら	2,775	599	1	3,374
タイヤ交換	4万kmごと	17,822	4,795	1	22,617
スタッドレスタイヤ	3年ごと	32,412	6,993	2	78,810
冬用ワイパー	消耗したら	11,100	0	1	11,100
ブレーキフルード	車検時	2,254	3,596	2	11,702
フロントブレーキパッド	40,000 kmごと	7,672	7,193	1	14,865
リアブレーキシュー	40,000 kmごと	4,040	4,429	1	8,469
ワイパーブレードラバー	年1回	2,398	444	5	14,208
合 計					215,614

注 1) 部品・消耗品の交換費用については、整備工場 2 社に問い合わせ設定した。

2) 部品交換時に 12 カ月点検を含むものとした。

3) 購入後 6 年間の走行距離を 58,254km とし、以下のようにして算定した。

上表(自動車関係費)の月額ガソリン代(8,900円)を2022年10月時点のガソリン価格(165円/l)で除したものに、燃費(軽乗用車:15km/l)を乗じ、それを12倍することによって1年間の走行距離(9,709km)を算定し、これを6倍した。

## 2022年改定の総括

春闘では労働組合の要求への満額回答が相次ぎ、23年の賃上げ率は30年ぶりの高水準が期待される。しかし、2021年後半から始まる物価高騰は国民・労働者の生活を直撃しており、この物価高騰を埋め合わせるほどに賃上げ水準は達していないのが実際である。つまり、実質的には賃金は下落しているのである。

今回、2016年に試算を行った最低生計費について、今回の物価高騰だけでなく、2019年の消費増税等も加味して、再試算を行ったところ、普通の生活に必要な費用は税等抜きで月額18~19万円に達することが分かった。今回の2022年版の最低生計費を2016年版と比較すると、青森県で15.5%、秋田県で16.9%、岩手県で12.8%、山形県で14.7%、宮城県で17.6%、福島県で15.0%、それぞれ上昇している。これは生計費が上昇した分だけ(賃金が上がっていないとすれば)、暮らしにくくなったことを意味する。昨年10月に最低賃金額は3.3%引き上げられたが、物価高騰はその後も継続しており、さらなる最賃改定が望まれる。8時間働いて普通に生活するためには、時給額は少なくとも1500円必要であり、この金額に地域差がないことが、今回の最試算によって改めて明白になったのである。

総括表 2022年版東北地方最低生計費試算結果一覧（25歳単身男性）

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
<b>消費支出</b>	<b>179,522</b>	<b>182,825</b>	<b>186,717</b>	<b>181,425</b>	<b>183,708</b>	<b>183,513</b>
<b>食費</b>	46,583	47,235	47,242	46,605	47,226	47,442
家での食事	25,317	25,937	25,944	25,337	25,929	26,140
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廃棄分	1,266	1,298	1,297	1,268	1,297	1,302
<b>住居費</b>	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
家賃	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
<b>光熱・水道</b>	10,496	10,687	11,614	10,878	11,068	10,903
<b>家具・家事用品</b>	4,066	3,841	4,932	4,321	4,150	3,893
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,951	1,317	1,904	1,674	1,466	1,695
室内装備品	118	121	209	198	140	184
寝具類	632	683	831	548	675	378
家事雑貨	587	1,030	993	1,088	922	654
家事用消耗品	779	689	994	813	947	981
<b>被服・履物</b>	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
被服・履物	6,610	6,626	6,869	5,856	7,434	6,231
洗濯代	275	275	275	275	275	275
<b>保健医療費</b>	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
<b>交通・通信</b>	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
交通費（自動車関係費）	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015
通信費	5,135	5,099	5,042	5,007	5,088	5,219
<b>教育</b>	0	0	0	0	0	0
<b>教養娯楽</b>	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
教養娯楽耐久財	5,041	5,728	5,430	4,531	4,954	5,238
書籍	0	0	0	0	0	0
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
NHK受信料等	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225

<b>理美容費</b>		<b>3,993</b>	<b>3,726</b>	<b>3,413</b>	<b>4,723</b>	<b>3,582</b>	<b>3,536</b>
	理美容用品	2,002	1,664	1,407	2,790	1,616	1,629
	理美容サービス	1,992	2,062	2,007	1,932	1,966	1,907
<b>身の回り用品</b>		<b>494</b>	<b>686</b>	<b>1,002</b>	<b>1,264</b>	<b>815</b>	<b>816</b>
<b>その他</b>		<b>15,650</b>	<b>15,660</b>	<b>15,690</b>	<b>15,710</b>	<b>15,860</b>	<b>15,770</b>
	自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
	プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
	自治会費	300	300	300	300	300	300
	共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
	その他会費	250	250	250	250	250	250
	組合費	2,100	2,110	2,140	2,160	2,310	2,220
<b>非消費支出</b>		<b>52,112</b>	<b>52,555</b>	<b>52,686</b>	<b>53,041</b>	<b>57,998</b>	<b>53,531</b>
	所得税	5,409	5,416	5,576	5,670	6,202	5,921
	住民税	9,358	9,458	9,800	9,900	10,791	10,400
	社会保険料	37,345	37,681	37,310	37,471	41,005	37,210
<b>予備費</b>		<b>17,900</b>	<b>18,200</b>	<b>18,600</b>	<b>18,100</b>	<b>18,300</b>	<b>18,300</b>
最低生計費	税等抜き月額	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
	税等込み月額	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344
	税等込み年額	2,994,406	3,042,961	3,096,033	3,030,793	3,120,074	3,064,130
<b>必要最低賃金額（173.8 時間換算）</b>		<b>1,436</b>	<b>1,459</b>	<b>1,484</b>	<b>1,453</b>	<b>1,496</b>	<b>1,469</b>
<b>必要最低賃金額（150 時間換算）</b>		<b>1,664</b>	<b>1,691</b>	<b>1,720</b>	<b>1,684</b>	<b>1,733</b>	<b>1,702</b>
最低賃金額（2023 円）		853 円	853 円	854 円	854 円	883 円	858 円



全労連東北地方協議会生計費試算調査結果

2022年10月

	青森市	秋田市	盛岡市	山形市	仙台市	福島市
<b>消費支出</b>	<b>179,522</b>	<b>182,825</b>	<b>186,717</b>	<b>181,425</b>	<b>183,708</b>	<b>183,513</b>
<b>食費</b>	<b>46,583</b>	<b>47,235</b>	<b>47,242</b>	<b>46,605</b>	<b>47,226</b>	<b>47,442</b>
家での食事	25,317	25,937	25,944	25,337	25,929	26,140
外食・昼食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
外食・会食	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
廃棄分	1,266	1,298	1,297	1,268	1,297	1,302
<b>住居費</b>	<b>33,000</b>	<b>35,000</b>	<b>37,000</b>	<b>34,000</b>	<b>35,000</b>	<b>36,000</b>
家賃	33,000	35,000	37,000	34,000	35,000	36,000
光熱・水道	10,496	10,667	11,614	10,878	11,068	10,903
家具・家事用品	4,066	3,841	4,932	4,321	4,150	3,893
家事用耐久財・暖房機器・家具	1,951	1,317	1,904	1,674	1,466	1,695
室内装備品	118	121	209	198	140	184
寝具類	632	683	831	548	675	378
家事雑貨	587	1,030	993	1,088	922	654
家事用消耗品	779	689	994	813	947	981
被服・履物	6,885	6,901	7,144	6,131	7,709	6,506
被服・履物	6,610	6,626	6,869	5,856	7,434	6,231
洗濯代	275	275	275	275	275	275
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
保健医療費	2,604	2,690	2,636	2,682	2,682	2,617
交通・通信	36,150	36,114	36,057	36,022	36,103	36,234
交通費（自動車関係費）	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015	31,015
通信費	5,135	5,099	5,042	5,007	5,088	5,219
教育	0	0	0	0	0	0
教養娯楽	19,599	20,286	19,988	19,089	19,512	19,796
教養娯楽耐久財	5,041	5,728	5,430	4,531	4,954	5,238
書籍	0	0	0	0	0	0
日帰り行楽	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333	3,333
旅行	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
余暇費用	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
定額制コンテンツ	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
NHK受信料等	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
理美容費	3,993	3,726	3,413	4,723	3,582	3,536
理美容用品	2,002	1,664	1,407	2,790	1,616	1,629
理美容サービス	1,992	2,062	2,007	1,932	1,966	1,907
身の回り用品	494	686	1,002	1,264	815	816
その他	15,650	15,660	15,690	15,710	15,860	15,770
自由裁量費	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
冠婚葬祭費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
お中元・お歳暮	0	0	0	0	0	0
プレゼント費用	833	833	833	833	833	833
自治会費	300	300	300	300	300	300
共益費	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
忘年会等	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
その他会費	250	250	250	250	250	250
組合費	2,100	2,110	2,140	2,160	2,310	2,220
<b>非消費支出</b>	<b>52,112</b>	<b>52,555</b>	<b>52,686</b>	<b>53,041</b>	<b>57,998</b>	<b>53,531</b>
所得税	5,409	5,416	5,576	5,670	6,202	5,921
住民税	9,358	9,458	9,800	9,900	10,791	10,400
社会保険料	37,345	37,681	37,310	37,471	41,005	37,210
<b>予備費</b>	<b>17,900</b>	<b>18,200</b>	<b>18,600</b>	<b>18,100</b>	<b>18,300</b>	<b>18,300</b>
最低生計						
税等抜き月額	197,422	201,025	205,317	199,525	202,008	201,813
税等込み月額	249,534	253,580	258,003	252,566	260,006	255,344
税等込み年額	2,994,406	3,042,961	3,096,033	3,030,793	3,120,074	3,064,130
<b>必要最低賃金額（173.8時間換算）</b>	<b>1,436</b>	<b>1,459</b>	<b>1,484</b>	<b>1,453</b>	<b>1,496</b>	<b>1,469</b>
<b>必要最低賃金額（150時間換算）</b>	<b>1,664</b>	<b>1,691</b>	<b>1,720</b>	<b>1,684</b>	<b>1,733</b>	<b>1,702</b>
最低賃金額（2023年）	853円	853円	854円	854円	883円	858円

2024 年 6 月 19 日

宮城労働局局長 小宅栄作殿

全国労働組合連絡協議会宮城協議会(宮城全労協)

議長 大内 忠雄

**宮城県の2024年度最低賃金を審議するにあたっての要請書**

6月28日に2024年年第一回宮城最賃審議会が開催されるにあたって、私たちは以下の要請を行います。

## 記

**(1) 物価上昇を上回る最賃引上げにすること、早急に1500円を実現をすること**

厚生労働省は6月5日、4月分の毎月勤労統計調査(速報)を発表しました。物価の影響を考慮した働き手1人あたりの「実質賃金」は前年同月より0.7%減り、過去最長を更新する25カ月連続減となりました。依然として物価の上昇に賃金の伸びが追いついていない状況が続いています。電気料金を見ても東北電力が6月1日から25%値上げしており、夏場の冷房需要期に負担が増えます。僅かの所得税減税も役に立たず、賃金引上げ以外に物価高、料金高をクリアする方法は有りません。

24春闘の結果が、33年ぶりの高水準だったとしても、労働組合に組織されていない、中小零細企業労働者、非正規労働者、外国人労働者などに及んでないことが、5人以上の零細企業も調査範囲とする毎月勤労統計の数値で明らかです。これらの労働者の生存権は、法定賃金である最低賃金を引き上げによってのみ守られます。

貴職に対し物価上昇を上回る最低賃金を念頭に入れた審議を推進させることを要請します。岸田首相は2030年代半ばに1,500円に引き上げるようなことを述べましたが、早急に1,500円を実現させるよう要請します。

**(2) 全国の最低賃金を一律にすること、東北からの労働力流失阻止すること**

昨年度は、最低賃金額の地域間格差を解消することを目的として、全国各都道府県をAからDの4段階からAからCの3段階としました。しかし、最も高い東京都の1,113円と最も低い岩手県の893円の差は220円となっており、地域間格差は全く解消されていません。

こうした地域間格差の拡大が地方の人口減少・衰退を促進する要因のひとつであることは明らかなため、近年、多くの地方議会において全国一律を求める意見が出ています。地方では自動車は生活必需品であり、その自動車保有費用を考慮に入れると全国どこでも最低生計費は大きく変わることはありません。全国一律最低賃金制度は、若年労働者の都会への流出を防ぎ、地方の疲弊を阻止する役割を果たすことができます。221円まで広がった地域間格差を解消するには、全国一律制度確立に踏み出すことが求められます。全国どこでも1500円に引き上げるべきです。

### **(3) 中小零細企業への最賃引き上げ支援策を強化すること**

最低賃金を引き上げていくに当たっては、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法を積極的に運用し、中小零細企業と大企業などその取引先企業との間で公正な取引が確保されるようにする必要があります。中小零細企業の価格転嫁はそのうえでしか成り立ちません。さらに業務改善助成金の簡素化と拡充も必要です。社会保険料の事業主負担分の減免などの中小零細企業支援策を実現することも求められています。審議会がこれらの課題についても議論できるよう要請します。

### **(4) 地方審議会の審議を全面公開すること**

最賃決定についての県民の関心は非常に高まっています。全ての審議を公開の場で行うことを要請します。

### **(5) 最賃近傍で働く労働者を委員に選出すること**

審議会が労働者の生活実態を把握するため、今後最賃近傍で働く労働者を委員にするよう要請します。

以上